表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成20年4月1日~平成21年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	165	13
法第34条第1項に基づく立入検査件数	6,162	889
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	707	178

表 - 2 (1) 命令、指導及び罰則適用件数 (大気関係 - 全国)

(平成20年4月1日~平成21年3月31日)

		•		/J ' H I	13% Z 1 T 3 /	
			大気	関係		
		排出基準超過施設への措置状況			設置者に よる測定	
	件数		基準超過 端緒		結果未報告施設へ	その他
			設置者に よる測定	行政	の措置状 況 ^{注3)}	
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	ı	-	-	-	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	1	-	-	-	0
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	ı	-	-	-	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	16	12	1	11	3	1
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	11	10	2	8	0	1
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0
口頭指導件数 ^{注1)}	1,800	57	39	18	986	757
文書指導件数 ^{注1)}	1,541	53	28	25	1,320	168
罰則適用件数	0		-	-	-	-

注1)法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条 第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。 注2)基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主

測定であることを示す。 注3)未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 2 (2) 命令、指導及び罰則適用件数(水質関係-全国)

(平成20年4月1日~平成21年3月31日)

		(+	·IX 2 U + 4	月1日~十	放21年3	дэгд)
			水質	関係		
	件数	排出基準超過施設への措置状況 件数 基準超過判明の 端緒 ^{注2)}		設る別定をおります。	その他	
			設置者に よる測定	行政	の措置状 況 ^{注3)}	
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	ı	-	-	-	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	ı	ı	ı	ı	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	ı	ı	ı	ı	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	57	1	1	0	18	38
文書指導件数 ^{注1)}	79	1	0	1	64	14
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-

注1)法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、 並びに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。 注2)基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主

測定であることを示す。 注3)未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表II-3 排出基準超過施設・事業場への措置状況(大気関係-全国) $^{ ext{注}1)}$

(平成20年4月1日~平成21年3月31日)

			大気関係			水質関係	
		件数	基準超過判明	月の端緒 ^{注2)}	件数	基準超過判明の端緒 ^{注2)}	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準	超過件数	85 注3)	41	44	2 注4)	1	1
注5)	口頭指導件数	57	39	18	1	1	0
措	文書指導件数	53	28	25	1	0	1
置	法第22条第1項に基づく改善命令件数	12	1	11	0	0	0
状	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	10	2	8	0	0	0
況	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う 測定件数	5	3	2	1	1	0
	その他	8 注6)	2	6	0	0	0
措置	基準達成	42	22	20	1	1	0
後 の	対策実施中	37	17	20	1	0	1
対応状	廃止	6	2	4	0	0	0
況	未対応	0	0	0	0	0	0

- 注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成20年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する 年度内における措置及び対応の状況をまとめた。
 - 同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成20年度に入り執られた措置は含まない。
- 注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
- 注3) 廃棄物焼却炉84、製鋼用電気炉1
- 注4) アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 1、フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 1
- 注5) 表Ⅱ-1及び表Ⅱ-2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。
- 注6) うち、8件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表 - 4 (1) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

			<u> </u>
	法第34条第1 項に基づく報告	法第34条第1項に基づく立入	法第34条第1 項の立入検査に
 北海道	徴収件数	<u>検査件数</u> 120	<u>伴う測定件数</u> 12
青森県	6	91	6
岩手県	1	22	5
宮城県		15	14
秋田県	3	52	11
山形県	5	129	20
福島県		20	14
茨城県		243	7
栃木県		101	22
群馬県		121	
埼玉県	1	413	49
千葉県		247	17
東京都		68	18
神奈川県		96	5
新潟県		46	8
富山県		8	5
石川県		56	
福井県	1	235	9
山梨県		98	3
長野県	5	549	9
岐阜県		274	12
静岡県	2	122	16
愛知県		568	8
三重県	1	128	5
滋賀県		19	12
京都府		92	9
大阪府		62	6
兵庫県	1	67	4
奈良県		50	
和歌山県		1	1
鳥取県		114	20
島根県		37	6
岡山県	47	72	1
広島県	1	77	12
山口県		6	7
徳島県		31	10
香川県		108	19
愛媛県		18	
高知県	_	407	_
福岡県	5	167	8
佐賀県		158	40
長崎県	_	138	16
熊本県	2	66	4
大分県	2	50	1
宮崎県		53	52
鹿児島県		7	7
沖縄県		5	5

	计位 2 4 夕位 4		<u> </u>
	法第34条第1 項に基づく報告 徴収件数	法第34条第1 項に基づく立入 検査件数	法第34条第1 項の立入検査に 伴う測定件数
札幌市		16	4
仙台市		21	9
さいたま市		42	5
千葉市		23	10
横浜市		15	16
川崎市		19	9
新潟市		5	5
静岡市		25	5
浜松市		6	
名古屋市	1	85	10
京都市		8	8
大阪市		126	
堺市		16	8
神戸市		9	4
岡山市	7	60	-
広島市	<u> </u>	10	1
北九州市		19	9
福岡市		12	4
函館市		6	
旭川市		2	2
青森市		33	
盛岡市		33	
秋田市		3	3
郡山市		2	2
いわき市	2	3	3
	3	3	3
宇都宮市			
川越市		14	14
船橋市		6	6
柏市		4	4
横須賀市		8	40
相模原市		79	19
富山市		3	5
金沢市		07	•
長野市		37	8
岐阜市		20	4
豊橋市	40	4	1
岡崎市	40	40	2
豊田市		55	
高槻市	2	8	2
東大阪市		4	4
姫路市 一		19	-
西宮市	4	2	2
奈良市		1	
和歌山市	1	4	4
倉敷市			
福山市		12	7
下関市			
高松市		8	2
松山市		1	
高知市			
久留米市		1	1
長崎市	20	3	1
熊本市		3	
大分市		7	
宮崎市		6	3
鹿児島市	4	24	24
合 計	165	6162	707

(政令市別)

表 II - 4 (2a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	法第15条	法第15条	法第16条	法第16条	法第22条第	第1項に基づ	く改善命令件	:数		
	に基づく計	に基づく計 に基づく計 に		に基づく計			過施設への措		設置者による	その他
			画変更命令			DI Mari Nex	基準超過判別	<u> E / (C</u> 月の端緒 ^{注1)}	測定結果未報	C -> L
	件数	件数	件数	性数 件数			設置者によ	行政	告施設への措	
				る測定			置状況注2)			
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県					1	1		1		
福島県										
茨城県										
栃木県					2	2		2		
群馬県										
埼玉県					1	1		1		
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県					1	1	1			
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県					1	1		1		
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県					1	1		1		
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県					1	1		1		
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県					2	2		2		
鹿児島県										
沖縄県					1	1		1		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに 措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-4 (2b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法第15条	法第15条	法第16条	6条 法第16条 法第22条第1項に基づく改善命令件数						
	に基づく計	に基づく計	に基づく計	に基づく計			過事業場への	措置状況	設置者による	その他
	画変更命令 件数	画廃止命令 件数	画変更命令 件数	画廃止命令 件数			基準超過判別	月の端緒 ^{注1)}	測定結果未報	
	干奴	计数	计数	计数			設置者によ る測定	行政	告事業場への 措置状況 ^{注2)}	
札幌市							る側上		拍直认仇	
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市					3				3	
川崎市					3				3	
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市		Ì								
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市										
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
川越市										
船橋市										
柏市										
横須賀市										
相模原市					1	1		1		
富山市										
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
高槻市										
東大阪市			-				-			
姫路市 西宮市										
奈良市		-	-	-	-		-			
和歌山市										
倉敷市		1								
福山市		-							1	
下関市									1	
高松市										
松山市		1	1	1	1		1			
高知市		1	1	1	1		1			
久留米市										
長崎市		1	1	1	1		1			
熊本市										
大分市										
宮崎市						1				
鹿児島市					1					
合 計	0	0	0	0		12	1	11	3	<u> </u>

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 4 (3a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	法第22条第1項に基づく			1		法第23条 第3項に基	
	排出基準	≢超過施設への措置	状況	設置者に	よる測定 その他	ガく措置命	
			過判明の端緒 ^{注1)}	結果未幸	设告施設へ た。	令件数	
		設置者(こよる測定 行政	の措置状	₹況 ^{程2)}	13 11-300	
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県	1	1		1			
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県	1	1	1				
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県	1	1		1			
岐阜県				-			
静岡県							
愛知県							
三重県	1	1		1			
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県						1	
広島県							
山口県	1	1		1			
徳島県	1	1					
香川県							
愛媛県							
高知県	1	1	1				
福岡県	1	1	1				
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県	2	2		2			
鹿児島県	2	2		۷			
沖縄県	1	1		1			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3)法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに 措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 4 (3b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法第22条第1項					7 0 110	法第23条 第3項に基	
		排出基準超過事業	易への措置状況	44年1)	設置者による測定 結果未報告施設へ	その他	男 3 頃に差 づく措置命	
			基準超過判明の端線 設置者による測定	者生1/ 【分形	商業未報音施設へ の措置状況 ^{注2)}		令件数	
			成 直 日 に よ る 例 た	11以	7月巨小儿			
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市							<u> </u>	
岡山市							<u> </u>	
広島市							<u> </u>	
北九州市					-		<u> </u>	
福岡市								
函館市								
旭川市							<u> </u>	
青森市								
盛岡市								
秋田市 郡山市								
いわき市 宇都宮市							<u> </u>	
川越市								
船橋市								
柏市								
横須賀市								
相模原市	1	1		1				
富山市	1	1		1	•			
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市								
下関市							1	
高松市								
松山市								
高知市							<u> </u>	
久留米市							<u> </u>	
長崎市							<u> </u>	
熊本市								
大分市							<u> </u>	
宮崎市							<u> </u>	
鹿児島市	1					1	-	
合 計	11		政会市による測定を					

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-4 (4a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	法に基づかない指導	排出基準超過施設へ	の措置状況		設置者による測定	その他
		J. Mar P. C. C. Alba	基準超過判明の端緒	生1)	結果未報告施設へ	
				行政	の措置状況 ^{注2)}	
 北海道	20				6	14
青森県	5		1		3	1
岩手県	6		_		4	2
宮城県	11			1	10	
秋田県	1		1	-		
山形県	56				11	45
福島県						
茨城県	214				73	141
栃木県	22			2		
群馬県	37				1	30
埼玉県	84				20	64
千葉県	20				20	
東京都	122				108	14
神奈川県	20			1		4
新潟県	56		10		2	44
富山県	24	1	1		19	4
石川県	14				14	
福井県	28	3	1	2		10
山梨県	57	1		1	22	34
長野県	13					13
岐阜県	6				6	
静岡県	51				41	10
愛知県	96				7	89
三重県	52				42	10
滋賀県	23				15	8
京都府	3				1	2
大阪府	66	4		4	62	
兵庫県	26				26	
奈良県	62				12	50
和歌山県	4				3	1
鳥取県	33	4	1	3	29	
島根県	16				15	1
岡山県	13				13	
広島県	43				28	15
山口県	16				16	
徳島県	45	4	4		35	6
香川県	13	1		1	12	
愛媛県	18				18	
高知県	1	1	1			
福岡県	86			_	81	5
佐賀県	28	3	3		17	8
長崎県	1					1
熊本県	15	1	1		10	4
大分県	28				6	22
宮崎県	3				3	
鹿児島県						
沖縄県	12					12

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3)法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに 措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-4 (4b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法に基づかない指導	室供粉 (ロ頭投道) ^注	(3)				
	法に奉づかない相等:	寺什叙(口頭指导) 排出基準超過事業場·			設置者による測定	その他	
		仍由出于危险于不测	基準超過判明の端緒	注1)	結果未報告施設へ	C 47 E	
				行政	の措置状況 ^{注2)}		
+1 +1 +	0				-		
札幌市	3				1		
仙台市	1	0			,		
さいたま市	2	2		2			
千葉市	1	1	1				
横浜市							
川崎市	3				3		
新潟市							
静岡市							
浜松市	6				6		
名古屋市	7				5		
京都市	2				2		
大阪市	4						
堺市							
神戸市	9						
岡山市	60				17	4	
広島市	27				27		
北九州市							
福岡市							
函館市	4						
旭川市							
青森市	7						
盛岡市	8	8	8				
秋田市							
郡山市	1				1		
いわき市	1				1		
宇都宮市					1		
川越市							
船橋市	2				2		
柏市	2				2		
横須賀市	2				2		
相模原市	2				2		
富山市							
金沢市	1				1		
長野市	14				3	1	
岐阜市	20				20	1	
豊橋市	20				20		
豆筒巾 岡崎市							
豊田市	1						
高槻市	1						
東大阪市	4			-			
姫路市	4				4		
西宮市				1	-		
奈良市	1				1		
和歌山市	5			1	-		
倉敷市	. =				. =		
福山市	15				15		
下関市	2				2		
高松市							
松山市	2				1		
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市	5				2		
大分市	5				5		
宮崎市							
鹿児島市	5			1	. 4		
合 計	1800	57	39	18	986	75	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-4 (5a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	伝に基づかない指導	尊等件数(文書指導) = //		In made a service	I m - n	罰則適用 件数
		排出基準超過事業均	易への措置状況	W . 1	設置者による測定 その他		什奴
			基準超過判明の端緒 ^{注1)} 結射 設置者による測定 行政 の打		結果未報告施設へ		
					の措置状況 ^{注2)}		
北海道	4				1	3	
青森県	2		2				
岩手県	_						
宮城県	11				11		
秋田県	2	2		2			
山形県	4					4	
福島県	2		2			1	
茨城県	5		1			1	
栃木県	15	1	1	1		14	
群馬県	3		3			11	
埼玉県	30				17	10	
千葉県	32	2	1	1	30	10	
東京都	32	2	1	1	30		
神奈川県	0	0	1	1			
新潟県	2	2	1	1			
	57	1	1		57		
富山県 石川県					ļ		
	3		1	1	3	1.1	
福井県	34	2	1	1	21	11	
山梨県	72	1		1	69	2	
長野県	4	1		1		3	
岐阜県	3				3		
静岡県	8		2	3			
愛知県	9				3	6	
三重県	14				14		
滋賀県	18				18		
京都府	1					1	
大阪府	88	5		5	83		
兵庫県							
奈良県	104				104		
和歌山県							
鳥取県	4	4	1	3			
島根県	1					1	
岡山県	7				6	1	
広島県	33				32	1	
山口県	28				28		
徳島県	76		2		74		
香川県	37	1		1	6	30	
愛媛県	64				64		
高知県	80				80		
福岡県	32	5	5		6	21	
佐賀県	39				39		
長崎県]		
熊本県	2	1	1		1		
大分県							
宮崎県							
鹿児島県	277	1	1		276		
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3)法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに 措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-4 (5b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法に基づかない指導	真筌件数 (文書指道	法に基づかない指導等件数 (文書指導) ^{注3)}							
	四位金 20 3 11	排出基準超過事業場	。 易への措置状況		設置者による測定	その他	罰則適用 件数			
			基準超過判明の端線	渚 ^{注1)}	結果未報告施設へ					
			設置者による測定	行政	の措置状況 ^{注2)}					
札幌市	1				1					
仙台市	1				1					
さいたま市	2				2					
千葉市	45				45					
横浜市	2	2		2	40					
川崎市	2	2		2						
新潟市	51				51					
静岡市	51				51					
浜松市	6				6					
名古屋市	4				4					
京都市	1				1					
大阪市										
堺市										
神戸市	19				19					
岡山市	104				104					
広島市	23				22	1				
北九州市	1	1		1	22	1				
福岡市	1	1		1						
函館市										
旭川市										
青森市	2					2				
盛岡市	2									
秋田市										
郡山市	16					16				
いわき市	10					10				
宇都宮市										
川越市	1	1		1						
船橋市	1	1		1						
相市										
横須賀市	8					8				
相模原市	Ŭ									
富山市	1	1	1							
金沢市	1		-		1					
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市	4				4					
西宮市										
奈良市										
和歌山市	27					27				
倉敷市										
福山市	1				1					
下関市										
高松市										
松山市	11				11					
高知市										
久留米市										
長崎市										
熊本市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市	3	1		1		2				
合 計	1541		28		1320	168				

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 5 (1) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

		(1)	<u> </u>
		法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	測定件数(水質基
11 26-226			準適用事業場)
北海道		20	4
青森県		8	
岩手県		1	
宮城県		1	1
秋田県			
山形県		18	1
福島県		9	7
茨城県		15	5
栃木県		13	2
群馬県		9	
埼玉県		57	6
千葉県		36	28
東京都		64	5
神奈川県		42	
新潟県		8	6
富山県		3	3
石川県		4	
福井県		14	1
山梨県		13	
長野県		5	
岐阜県		70	2
静岡県		25	6
愛知県		83	9
三重県	1	26	
滋賀県		20	
京都府		5	1
大阪府		6	1
兵庫県		25	2
奈良県		20	2
和歌山県			
鳥取県		7	2
島根県		19	
岡山県		9	
広島県		17	1
山口県		2	2
徳島県		5	5
香川県		11	3
愛媛県		4	3
高知県		4	
		0	0
福岡県		2	
佐賀県		15	
長崎県		6	
熊本県		6	1
大分県			_
宮崎県		14	3
鹿児島県		1	
沖縄県			

	注第9 / 冬年1 項	法第34条第1項	(政令市別) 法第34条第1項		
	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数		法第34条第1頃 の立入検査に伴う 測定件数(水質基		
II In t			準適用事業場)		
札幌市		1			
仙台市					
さいたま市		4	4		
千葉市			3		
横浜市		18	26		
川崎市		8	4		
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市		27	3		
京都市					
大阪市		9	1		
堺市					
神戸市		13			
岡山市		12			
広島市					
北九州市		6	5		
福岡市		0	0		
函館市		1			
旭川市		1 2	0		
		2	2		
青森市					
盛岡市					
秋田市		4	2		
郡山市		1	1		
いわき市	1	1	1		
宇都宮市		1	1		
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市		6			
相模原市					
富山市		3	3		
金沢市					
長野市		5			
岐阜市		2			
豊橋市		_			
岡崎市	9	9	1		
豊田市	3	44			
高槻市		71			
東大阪市					
姫路市					
西宮市			2		
奈良市					
和歌山市		3	3		
倉敷市					
福山市					
下関市		1	1		
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市	2				
熊本市		4			
大分市		4	4		
宮崎市		1	1		
鹿児島市		1	1		
	10		_		
合 計	13	889	1		

表II-5 (2a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	法第15条に	法第15条に	注筆99条筆1	項に基づく改善	命令件数			
	基づく計画変	基づく計画廃	12 x x x 1	排出基準超過事	「単り圧数	· >P	設置者による	その他
	更命令件数	止命令件数					測定結果未報	C 07 E
					基準超過判明 o		告事業場への	
					設置者による 測定	行政	措置状況 ^{注2)}	
北海道					IAJAL			
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県		-					1	
鳥取県								-
島根県		-						-
岡山県								
広島県								
山口県 徳島県							-	
								
香川県 愛媛県								
変媛県 高知県			-					
福岡県		-					-	
佐賀県		+					 	
長崎県		+	1				1	1
技術県 熊本県		+					1	1
大分県		+	1				1	1
大分県 宮崎県		+	1				1	1
鹿児島県								
沖縄県								
作飓乐		1	1		1			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2)未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (2b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法第15条に	法第15条に	法第22条第1	項に基づく改善				
	基づく計画変 更命令件数	基づく計画廃 止命令件数		排出基準超過事業場への措置状況			設置者による	その他
	文明节针数	11. 印 7 计数	一一一一		基準超過判明の端緒 ^{注1)}		測定結果未報 告事業場への	
					設置者による 測定	行政	措置状況 ^{注2)}	
札幌市					IN AL			
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市 大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市							1	
北九州市								
福岡市								
函館市								
旭川市								
青森市								
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
川越市								
船橋市 柏市								
横須賀市								
相模原市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
高槻市								
東大阪市	-	-	-			-	1	
姫路市								
西宮市								
奈良市 和歌山市								
和歌山市 倉敷市	1	+	1			1		
<u></u>							 	
下関市	1	1	1			1		
高松市	1	1	1			1		
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
合 計	0	0 0 (行政」は都道) (

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2)未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 5 (3a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

広	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数 排出基準超過事業場への措置状況 設置者による測定 その他								
	排口基準超週爭業物		W-11		その他				
		基準超過判明の端絡		結果未報告事業場への措置状況^{注2)}					
		設置者による測定	行政	1 (0)1日巨小小					
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2)未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (3b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	排出基準	超過事業場への措置状況	設置者による測定結 そ 果未報告事業場への	その他	
		基準超過判明	の端緒 ^{注1)}	果未報告事業場への	
		設置者による		措置状況 ^{注2)}	
札幌市					
仙台市					
いたま市					
千葉市					
横浜市					
川崎市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市 秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
相模原市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市 西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市					
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
熊本市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市	1	1	1		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 5 (4a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	法第23条第3項	瀬戸内海法第11	条に基づく措置命令	件数				
	に基づく措置命令		排出基準超過事業	場への措置状況		設置者による測定	その他	
	件数			基準超過判明の端絡	者 注1)	結果未報告事業場 への措置状況 ^{注2)}		
				設置者による測定	- 行政	への措置状況在2)	'	
11 24-24								
北海道								
青森県								
岩手県 宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府 兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 5 (4b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	に基づく措置命令	NE/ 11141471111	条に基づく措置命令 排出基準超過事業			設置者による測定	その他
	件数	基準超過判明の端緒 ^{注1)}				設置者による測定 結果未報告事業場	
						への措置状況 ^{注2)}	
				設置者による測定	11以		
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
相模原市							
富山市 金沢市							
金 次 巾 上 長 野 市							
岐阜市							
豊橋市							
豆備巾 岡崎市							
豊田市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市			1			1	
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市			1			1	
合 計	0	0	0	0	0	0	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (5a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	なに塞 ノル・なり 竹骨	等件数(口頭指導) ^注 排出基準超過事業場	への措置状況		設置者による測定	その他	
		加四色中心四乎未勿		注1)	結果未報告事業場	C */IE	
			基準超過判明の端緒		ーへの措置状況 ^{注 2)}		
			設置者による測定	行政			
北海道							
青森県							
岩手県	2						
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県	1				1		
千葉県							
東京都							
神奈川県	1						
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県	1						
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県	17					1	
三重県	3				1		
滋賀県							
京都府							
大阪府	3				3		
兵庫県	5				5		
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県	1				1		
広島県	1						
山口県							
徳島県							
香川県	1				1		
愛媛県							
高知県							
福岡県		ļ					
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (5b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	工基づかない指導等件数(ロ 排出基準規	2過事業場への措置状況	7	設置者による測定結	その他
			明の端緒 ^{注1)}	果未報告事業場への	
		設置者によ		推置状況 ^{注2)}	
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市	1				
川崎市	2			2	
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市 大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市	12				
広島市	1			1	
北九州市	-				
福岡市					
函館市	1				
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
川越市					
船橋市 柏市					
横須賀市	1			1	
相模原市	1			1	
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市	2			2	
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
西宮市 奈良市					
和歌山市					
倉敷市					
福山市					
下関市	1	1	1		
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
熊本市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市 合 計	57	1		0 18	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 II - 5 (6a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県別)

	法に基づかない指		罰則適用件数					
		排出基準超過事業場への措置状況 設置者による測定 その他						
			基準超過判明の端絡	者注1)	結果未報告事業場			
			設置者による測定	行政	への措置状況 ^{注2)}			
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県							1	
千葉県							1	
東京都							-	
神奈川県							-	
新潟県							 	
富山県	6				6		1	
石川県								
福井県								
山梨県	2				2			
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県	1				1			
京都府								
大阪府	22	1		1	21			
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県	1					1		
岡山県								
広島県	2				2		1	
山口県	1					1		
徳島県							1	
香川県	3					3	<u> </u>	
愛媛県	4	:			4		1	
高知県								
福岡県							ļ	
佐賀県								
長崎県							1	
熊本県								
大分県								
宮崎県							 	
鹿児島県							 	
沖縄県								

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2)未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (6b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(政令市別)

	法に基づかない指導	排出基準超過事業	場への措置状況		設置者による測定	その他	罰則適用件数
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}		注 注1)	設置者による測定 結果未報告事業場	•	
			設置者による測定		への措置状況 ^{注2)}		
札幌市							
仙台市							
いたま市							
千葉市	10				10		
横浜市	10				10		
川崎市							
新潟市	13				13		
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市	5				5		
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市	3					3	
いわき市							
宇都宮市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市	6					6	
相模原市							
富山市 金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
高槻市							
東大阪市		1					1
姫路市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合 計	79		1 0	1	64	14	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。